
深淵・第一勧銀頭取達の犯罪

橋 本 光 憲

目 次

はじめに

- 1 事件発生とその経過
- 2 検察冒頭陳述の内容
- 3 見え隠れする様々な問題
- 4 一勧首脳がはまった陥穽

おわりに

は じ め に

1997年、日本の金融界には余りにも多くのことが起こった。すなわち日産生命、三洋証券、北海道拓殖銀行、山一証券等、金融機関の相次ぐ破綻。この余波は、12月の30兆円もの公的資金投入の決断、98年に入ってから長銀破綻がらみの金融安定化の法制化への動きへと及んでいる。

一方、7月には野村証券、第一勧業銀行の総会屋がらみの反社会的行為の懲罰として、大蔵省が行政処分を発表した。特に、第一勧銀（略称・一勧）の場合、一連の問題が歴代頭取達による犯罪行為であることが明らかになるにつれて、会社社会の深淵を覗く思いがして、慄然とさせられた。

なぜこのような犯罪が起こったのか。その遠因は何だったのか。そして、

歴代の会長や頭取がなぜこのような陥穽にはまったのか。犯罪行為が明らかになる過程での役員達のあの「どたばた劇」は何だったのか。公表資料は無きに等しい。企業はたとえ犯罪行為をおかしても、公表は渋るからだ。

大和銀行ニューヨーク事件の場合は、米国当局との司法取引によって、問題はうやむやの裡に視野から消えている。一勸事件は幸か不幸か司直の手により追及が進められている。これらの資料と幾つかの論評を参考に、究極の内部犯罪ともいふべき本事件の問題点を探ってみたい。

1 事件発生とその経過

まず、朝日新聞(97.6.6)がまとめた事件の経過を示そう。

第一勸業銀行事件の経過

1971年	第一銀行と日本勸業銀行が合併。
84年3月	総会屋グループの小池隆一代表が第一勸銀株1000株保有。その後の買い増しも合わせ、保有株は2万株以上に。
85年	小池嘉矩・不動産会社社長名義の口座開設。
89年2月	小甚ビルディングの口座開設。四大証券株計120万株の購入資金として31億円を融資。株の運用資金として10億円を融資。
12月	株の運用資金としてさらに10億円を融資。
90年9月	大蔵省検査を控え、不動産会社に対する25億円のうち回融資で融資残を減額、検査対象から外す工作。
10月	大和信用分と合わせ、ゴルフ場開発資金30億円を融資。
91年3月	小池代表のマンション購入資金4億4000万円を大和信用が融資。総務部が紹介、実質的に債務保証。
6月	野村証券で一連の不祥事が発覚。田淵義久社長辞任、酒巻英雄社長就任。
8月	日銀考査で融資案件を記載する調査表に小池社長らの取引を記載せず、考査対象から外す工作。
11月	ゴルフ場開発資金の融資のうち大和信用分を第一勸銀が肩代わり。
92年3月	小池代表が株主総会を前に野村証券に議案提案権の行使通告、質問状を送付。

94年10月 大蔵省検査を逃れるため、小甚ビルに延滞利息分6億円の追加融資。

95年1～6月 野村証券が4970万円を小池代表に利益供与。

3月 回収困難となった小甚ビル名義の融資のうち26億円を損失として会計処理。

96年1月 日銀考査で小甚ビルへの融資を報告。

97年2月 第一勧銀が担保としていた四大証券株を系列証券会社に売却。

3月 未回収金約46億円のうち44億3900万円を間接償却。

5月 野村証券の常務ら3人を商法違反容疑などで逮捕。小池兄弟を商法違反容疑で逮捕。

東京地検が第一勧銀本店などを搜索。

近藤克彦頭取、奥田正司会長らが引責辞任。

野村証券の酒巻社長を商法違反容疑などで逮捕。

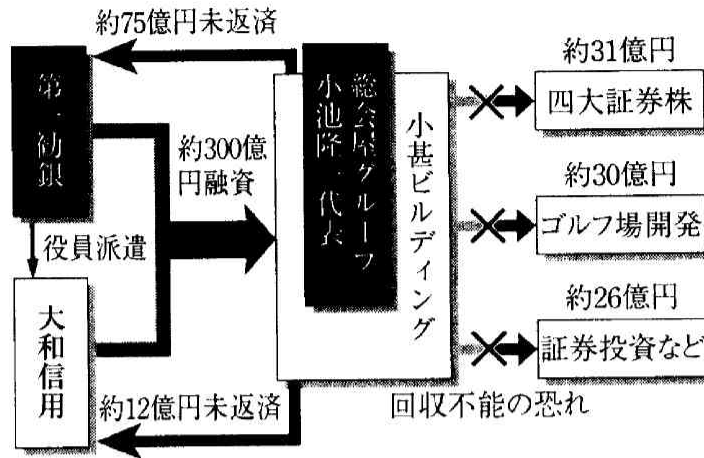
(出所) 朝日新聞, 1997年6月6日付。

この表は、もう一方の当事者である野村証券との関わり合いの中で書かれているが、一見して分かることは第一勧銀事件が突発的な事件ではなく、長い年月の中で温存されてきた問題であることである。しかも、バブルの頂点から転げ落ちる中で表面化した経済事件という側面をもっている。月刊誌『選択』(97年5月号)が、「第一勧銀の『秘事』が遂に露見」と報じている所以でもあろう。

第一勧銀事件の初期の報道としては、1997年5月20日の東京地検特捜部の本店などへの家宅搜索がある。日本経済新聞(日経新聞, 日経)は、連日次のような見出しで、事件の経過を報じている。

- 5.20(夕) (一面) 第一勧銀本店など搜索 総会屋融資を解明
野村事件で東京地検 株違法取引の原資
第一勧銀 首脳の進退検討 巨額融資の責任免れず
- 21 “小池担当”代々引き継ぎ 審査部門反対押し切り
第一勧銀の総務部長, 巨額融資で
- 5.21(夕) (一面) 第一勧銀会長・頭取辞任へ 総会屋融資で引責 野村事件宮崎相談役も

第一勧銀と小池代表側をめぐる資金の流れ



(出所) 日本経済新聞, 1997年5月20日付。

第一勧銀 藤森氏ら相談役退任 首脳人事で最終調整
 融資仲介の社長 親族結婚式 第一勧銀元頭取ら出席

また、これらの一連の報道に先立って、5.15に「野村利益供与絡みの総会屋向け 第一勧銀, 75億円回収不能 ほとんど担保割れ」、5.16には「金融・証券界で影響力誇示 小池隆一容疑者『理論派』豊富な資金力」の記事の中で、「資金の原資は第一勧業銀行側からの融資だった」との指摘を紹介している。さらに5.19には「小池容疑者側向けの75億円第一勧銀が全額償却 不良債権処理 ずさん融資浮き彫り」と報じている。

そして、問題の20日朝刊では、社説で「第一勧銀は『総会屋融資』を説明せよ」と主張する一方、「東京地検 一勧融資に重大関心 不動産資金の出所追及」と強制捜査を見越している。その後の報道となると、枚挙に暇がない。項を改めて、問題点を洗い出すこととしよう。

2 検察冒頭陳述の内容

各種報道が入り乱れる中であって第三者として最も頼れるのは、検察情報であろう。従って、議論を進める前に、98.2.2に東京地裁で開かれた一勧

事件の公判で述べられた検察冒頭陳述の要旨を紹介しよう。

同日付の日経（夕刊）は次のように述べている。

総会屋グループ代表、小池隆一被告(54)にたいする第一勧業銀行の利益供与事件で、商法違反罪に問われた元会長、奥田正司被告(66)ら11人の第2回公判が2日、東京地裁（木村烈裁判長）で開かれた。検察側は冒頭陳述で、約117億円の違法な迂回（うかい）融資が、奥田被告らトップ主導で行われた点を詳述した。

冒頭陳述によると、小池被告への追加融資には当初、審査担当役員だった金沢彰(62)、内田恒雄(60)両被告が難色を示した。しかし、宮崎邦次元相談役（故人）と奥田被告は、第一勧銀歴代首脳と親しい元出版社社長、木島力也氏（故人）の影響力を恐れ、小池被告の要求に応じることを決め、92年9月、都内の料亭で木島氏に融資継続を伝えた。

一方、94年暮れの大蔵省の検査の際、内田被告や総務部幹部を中心に、不良債権化していた小池被告の融資の隠ぺい工作を行っていた。

（以下省略）

検察冒頭陳述の要旨

第一勧業銀行の利益供与事件公判の検察側冒頭陳述の要旨は次の通り。
（敬称略、肩書は当時）

〔第一勧業銀行におけるいわゆる総会屋との対応等〕

第一勧業銀行ではいわゆる与党総会屋に対しては、ゴルフや飲食等の接待、中元・歳暮等の贈答を行うほか、株主総会で議長を務める会長ないし頭取や総務部幹部が会食を行うなどして、手厚く接遇していた。

第一勧業銀行総務部では、同行の歴代最高幹部と親交を有する元出版社社長木島力也（故人）が、同郷の小池隆一を「隆ちゃん」と呼び、日ごろから、同人を引き立てていたことから、小池を木島のまな弟子と認識していた。

木島は昭和46年の合併以前から第一銀行の井上薫会長や日本勧業銀行の横田郁頭取と親密で、宮崎邦次頭取の時から第一勧銀の幹部らが木島を囲んで年2、3回マージャン大会を開くようになった。

〔犯行に至る経緯等〕

1. 第一勧業銀行が小池から有価証券取引資金として30億円の融資を要

求された経緯等

小池は、野村証券の口座に資金を投入して利益を提供させようと考え、資金を第一勧業銀行から調達することとし、平成4年7月上旬ごろ、同行総務部を訪れ、同部総括次長の被告人渋谷竜夫に対し、30億円を上限とする継続的な融資を強く要請した。

1. 被告人金沢彰らが小池に対する30億円の融資に反対した状況等

被告人金沢や内田恒雄は、融資の実行を承認しなかった。小池は、木島の事務所を訪ね、同人に第一勧業銀行最高幹部らへの口添えを依頼した。

1. 被告人奥田正司らが小池に対する融資を指示した経緯等

平成4年9月4日の「吉兆」における会食では、木島が被告人奥田と宮崎に向かって「例の件はよろしく頼む」と述べて小池に対する新規融資の実行方を依頼。宮崎は「わかりました」と言って約束し、奥田もこれに同調する趣旨でうなずいた。

1. 審査担当役員の金沢らが奥田の指示を受け融資を承認した経緯等

金沢及び内田は、融資の実行に難色を示したが、会長及び頭取が融資に応ずる意向を示している以上、審査担当役員としては右意向に従わざるを得ないと考え、方針を変更。金沢、内田、渋谷、被告人田中賢二の間で、第一勧業が、大和信用を通じ小甚ビルディング名義あてに融資を実行する迂回融資がまとまった。

1. 第一勧業銀行が大和信用に対して実質的債務保証を約束した状況

大和信用は、極めて回収不能の危険性の高い融資であったことから迂回融資への協力に難色を示した。このため、同行が債務保証を行ったと同様の経済的効果をもたらす措置をとることになった。

1. 第一勧業銀行が小池に対する個別貸し出しを実行した経緯等

奥田は、同行が実質的な債務保証をした上で迂回融資を行うものであることを認識した上「分かりました。総務の方できちんと管理してやって下さい」と述べて、実行に移すことを了承し、宮崎も同様に了承した。

これを受けて、渋谷は平成4年10月上旬ごろ、小池を総務部に呼び、「融資は、大和信用経由で対応しますが、窓口は当行になります。この融資については、最終的に当行が責任を持つことになっているので、返済の方はよろしく願います」と述べ、小池は「分かりました。銀行さんには迷惑をかけません」と返答した。

〔犯行状況〕

1. 極度貸し出しの共謀が成立した経緯

小池は、平成5年4月上旬、融資を極度貸し出しに変更の上継続することを要請した。猪爪博らは、金沢、内田恒雄に「総務部としては応諾せざるを得ない」と了承を求めたところ、内田らは「やむを得ないだろうな」と承

認。「このことは総務部から会長、頭取にも報告しておくように」と指示した。

宮崎は「分かりました。それで進めてください」と了承した。また猪爪らは奥田に対し「小池氏から資金融資について継続依頼があり宮崎会長にも了解いただきました」と報告、奥田は機嫌を損ねると、小池が株主総会を紛糾させるおそれがあることから、迂回融資を継続していくことを了承した。

第一勧業銀行では、前回の大蔵省検査(MOF 検)が平成2年10月に行われたことから、従前の慣行によれば4年後の平成6年秋に同行に対してMOF 検が行われることが予想されていた。平成6年9月ごろ、被告人猪爪及び被告人草島道能は、同行本店内において、審査担当役員の被告人内田及び被告人寺沢に対し、過去のMOF 検等において第一勧業銀行が検査逃れのための工作を行ってきた状況等について説明した上、今回のMOF 検の対応策について指示を仰いだ。

被告人内田において、被告人猪爪及び被告人草島に対し、小甚ビルディング名義あてのゴルフ場関連融資及び小池嘉矩あての全融資につき利息の支払いの延滞状況を解消させた上、右各融資を小池嘉矩名義あてに一本化し、一本化した当該小池嘉矩名義あての融資をMOF 検の検査対象からはずすことを内容とする検査逃れのための工作を行うよう指示し、被告人寺沢も「小池に、うちとは関係のないところから借りてこさせて延滞利息を払わせればよいのではないか」旨述べて、右工作をすることに賛成した。

これを受けて、被告人猪爪及び被告人草島は、MOF 検逃れのための具体的な方法について検討を重ね、スキームを取りまとめた。

被告人内田は、平成7年1月ごろ、被告人奥田に対して、平成6年度下期における不良債権処理の見通しを報告した際、被告人奥田は、「当行から直接融資しているものは、その方針で整理、縮小してもらいたい。大和信用を通じて融資しているものについては、資金の管理を十分行いながらこれを継続してもらいたい」旨述べて、本件迂回融資については当面継続していくことを指示した。

1. 罪証隠滅の状況等

第一勧業銀行総務部は、証券取引等監視委員会の野村証券等に対する調査が進展してきたことに危機感を持ち、同行の関係者が事情聴取を受ける事態に備えて、平成8年12月ころ、①小池は第一勧業銀行の株主であるが、商法改正後総会屋活動はしていない②同行の小甚ビルディング名義あて及び小池嘉矩名義あての融資は小池とは無関係である③大和信用から小甚ビルディング名義あての融資について、同行は単に融資を紹介しただけであり、迂回融資ではなく、貸し出しの詳細も把握していないなどとする内容虚偽の想定問答集を作成し、これに基づいて同行の会長、頭取その他の関係役員や総

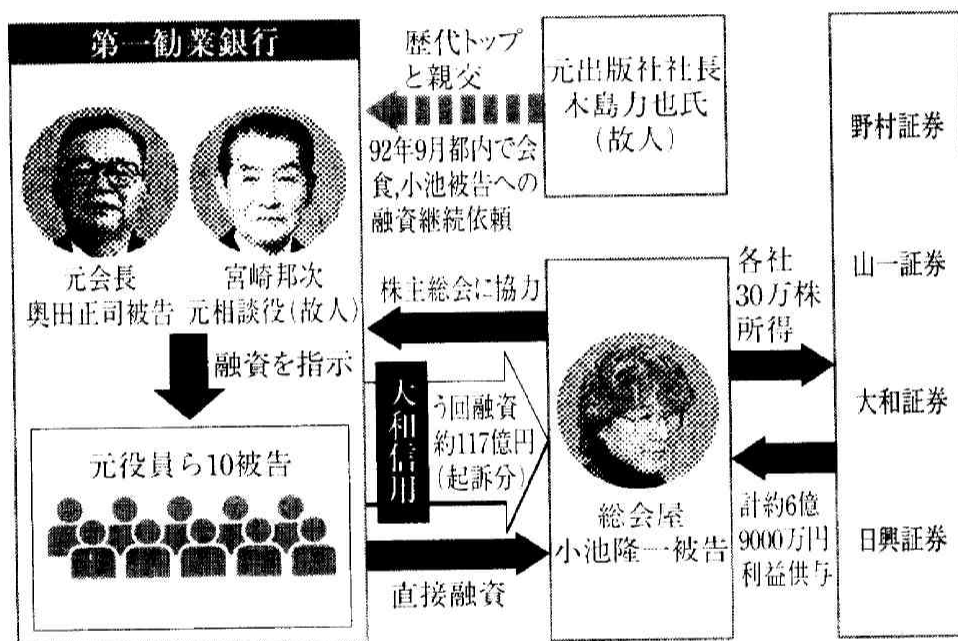
務部の歴代幹部らと口裏合わせを行った。

第一勧業銀行では、小池に配慮、何ら債権回収の手段を講じてこなかった事実を糊塗(こと)するため、平成9年1月下旬ころ、急遽(きゅうきょ)小池側と交渉して担保に入った株式を処分することとし、勸角証券を通じ、証券4社株式30万株を含むこれらの株式を売却して同行の債権に充当した。

(出所) 日本経済新聞, 1998年2月2日付(夕刊)。

98.2.2の日経新聞は、本事件の流れを、下記のように図式化して見せてくれる。

第一勧業銀行の利益供与事件



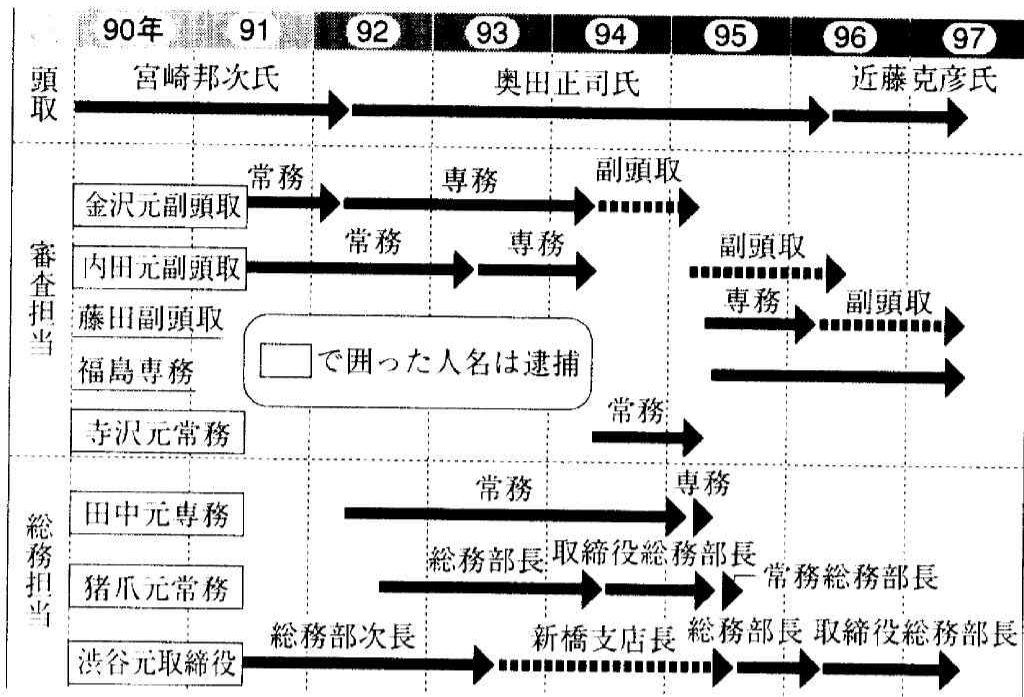
(出所) 日本経済新聞, 1998年2月2日付。

ともあれ、参議院予算委員会における参考人招致における近藤克彦頭取・宮崎邦次相談役への質疑(5.28)、衆議院予算委員会における近藤頭取への質疑(6.5)の内容は、口裏合わせの虚偽の回答だったことが分かる。

東京地検特捜部は、6月5日第一勧銀役員ら4人(猪爪博, 渋谷竜夫, 草島道能, 真鍋卓史ら総務関係者)、6月10日元副頭取ら4人(金沢彰元副頭取, 内田恒雄元副頭取, 田中賢二元専務, 寺沢康行元常務)を相次いで逮捕した。6月11日の日経新聞は、一勧担当役員の流れを次の図で示している。

第一勧業銀行は、5月22日、総会屋への融資の責任を取る形で近藤克彦頭

第一勧銀、審査・総務担当役員



(出所) 日本経済新聞, 1998年6月11日付。

取と奥田会長が引責辞任し、藤田一郎副頭取が頭取に、摩尼副頭取が会長にそれぞれ昇格する6月27日付の人事を決めた(5月23日付日経等)。

しかし、内定人事発表の記者会見で藤田氏は審査担当役員だった際、問題の総会屋関連の融資を知っていた事実が判明した。同行は役員らが逮捕された6月5日の記者会見では、予定通り人事を進めるとしていたが、批判の高まりにこたえられないと判断した。そして、「第一勧銀首脳が総退陣『藤田頭取』白紙に 総会屋融資専務以上引責へ」(6月8日付日経)となった。藤田氏は、特捜部から6月10日参考人として事情聴取を受け、13日逮捕されるに及んで、頭取就任はご破算となった。

6月11日付同紙では、次期頭取に内定した杉田力之常務が10日、記者会見し、問題融資が「組織ぐるみ」のものであることを認め、謝罪した。事件とのかかわりあいについては「昨年12月に不良債権として今回の融資を知ったが、担当外なので総務、審査、融資部門に任せた」と直接の関与を否定した。副頭取に内定した金子崇輔専務など他の4人の代表取締役はいずれも「事件

には全く関与していない」と述べた。

6月17日の日経紙では、95年半ばごろ、宮崎邦次前相談役(13日付で辞任)が、奥田正司前会長を会長室に呼び出し、2人同席の場で元副頭取の金沢彰容疑者から総会屋向けの問題融資について説明を受けていたことが16日、関係者の話で分かった、と報じている。また、6月26日には元副頭取の金沢彰容疑者が95年3月、退任の直前、宮崎・奥田氏に小池容疑者向け融資報告が行われたこと、翌27日には小池容疑者向け回融資報告を歴代審査担当役員が数回、92年以降、宮崎・奥田氏に行っていることが指摘されている。

その間、捜索の手は宮崎・奥田氏にも及び、6月27日午後宮崎邦次前相談役と奥田正司前会長から参考人として事情聴取をし、28日も午後から約8時間にわたって行われ、宮崎氏は29日午前零時すぎ帰宅した。同日朝首つり自殺を図り、夕刻死亡した。杉田頭取らへの遺書には、「責任を全うする」と書かれていたが、帰宅の車中で関係者に「特捜部に記憶にないことを聴かれている」と洩らしていたという(6.30日経紙ほか)。

そして、7月4日、奥田正司前会長が逮捕されたことで新局面を迎えた。捜査の進展により判明した事件の内容は、前掲の検察の冒頭陳述に尽きる訳だが、容疑者達は大筋であるいは全面的にこの内容を認めているといわれる。従って、この内容から問題点を整理してゆくのが、次の課題となろう。

ただし、98年1月14日の東京地裁の公判では、藤田一郎被告は「共謀したことはない」として起訴事実の一部を否認したうえで、全体的な認否は保留した。元副頭取、金沢彰被告、元常務、寺沢康行被告も認否を留保した。2月20日の公判では藤田被告ら3人は無罪を主張した。

同日付の日経新聞(夕刊)では、「各被告間の共謀焦点に」と題して、次のように解説している。

第一勧業銀行による利益供与事件で起訴された元幹部被告11人の罪状認否が出そろった。奥田正司元会長以下8人が起訴事実を認めた一方、藤田一郎被告らは「共謀」を否認、会長らトップ主導による「銀行ぐる

みの不正」との検察側構図と対峙(たいじ)する姿勢を示した。

検察側は冒頭陳述で総務、審査両部門がせめぎ合いながら、最終的にはトップの意向を受けて約117億円のう回融資が実行された経緯を詳述した。この中で藤田被告についても、審査担当役員に就任した際と、翌年度の二度にわたって、小池被告へのう回融資をやめる機会を逃し、その時点で融資実行を指示したとされる奥田被告らとの間で共謀が成立した、と指摘した。

藤田被告は当初、総務部側の融資継続要請に難色を示したといわれる。トップの意向ともされた不正融資を結果として容認したことを共謀とされたことには納得できないのか、「他被告と共謀したことはない」として無罪を主張。

また、融資が関連ノンバンクから小池被告の親族企業へのう回融資の形で行われたこともあり、この日認否を行った3被告はいずれも「第一勧銀から小池被告への融資とは知らなかった」と主張した。

今後藤田被告らの公判では、他被告の証人尋問などでどのように「銀行ぐるみ」の共謀が各被告の間で重ねられていったのか、立証が積み重ねられることになろう。

3 見え隠れする様々な問題

今まで、事件発生とその経過、検察冒頭陳述の内容と見てきた。そこには様々な問題が見え隠れするのだが、いま一つ明確さを欠く。もとより、検察は犯罪の立証が目的であり、銀行は最小限の説明に留めようとするからだが、論者は銀行員30年のキャリアを基に、これを解剖してみよう。

(1) 罷り通った異例の融資形態

なぜ、一勧の会長、頭取というトップがこのような犯罪を引き起こしたの

かという根本的な疑問は先へ措くとして、一番の疑問はなぜこのような異例の融資形態が、都銀上位行の中で罷り通ったのかということであろう。

98.1.12(東京地裁公判)の日経新聞(夕刊)は、「第一勧銀事件背信の117億円提供 トップ主導、審査骨抜き 奥田・木島会談融資打ち切り覆す」の見出しと共に、次の表を掲げる。

第一勧銀利益供与事件の経過

85年3月	第一勧銀六本木支店に小池被告の実弟が経営する「小甚ビルディング」名義の口座開設(93年営業第一部に移動)
89年2月	四大証券120万株の購入資金として小甚ビル名義で約30億円を融資
90年9月	大蔵省の検査逃れのため、ゴルフ場の事業主体のライベックス社を通じて小池被告側に約25億円をう回融資
92年4月	奥田正司被告が頭取、故宮崎邦次前相談役が会長に就任
9月	小池被告への融資残高が88億円に 奥田被告と故宮崎前相談役がう回融資を了承
10月	小池被告側にノンバンク「大和信用」などを使ったう回融資を始める
93年5月	小池被告に30億円までの無審査で貸し付ける特別融資枠を決定
94年9～10月	大蔵省検査逃れのため、大和信用から小池被告側に約6億円を融資。その後、大和信用の約6億円を肩代わり。小池被告は、ゴルフ場関連融資の延滞利息分の返済にあてる
96年1～2月	日銀考査で、小池被告への融資について虚偽報告 <97年>
3月	小池被告関連融資の不良債権、約75億円を間接償却
5月20日	東京地裁特捜部が野村証券事件で第一勧銀本店を搜索
23日	藤田一郎被告を頭取とする新体制を発表(藤田被告の逮捕で白紙撤回に)
6月5～13日	特捜部が商法違反容疑で藤田被告ら10人を逮捕
10日	新体制を改めて発表
29日	故宮崎前相談役が自殺
7月4日	奥田被告逮捕
28日	特捜部が第一勧銀を銀行法違反で略式起訴
29日	大蔵省が94年10～12月の大蔵検査で第一勧銀から飲食接待を受けていた当時の金融検査幹部ら2人を戒告処分

30日 大蔵省が第一勸銀を行政処分

(出所) 日本経済新聞, 1998年1月12日付。

98年1月26日午後, 東京地裁で開かれた総会屋グループ代表, 小池隆一被告の第2回公判で, 検察側が行った冒頭陳述要旨からの引用(下記)。

〔商法改正後の被告の活動状況〕

(敬称・呼称略)

1. 第一勸業銀行に対する活動

被告は83年ごろ総会屋活動を再開後, 第一勸銀の歴代最高幹部らと親交のあった元出版社社長木島力也(故人)を後ろ盾に同行での地位を固めていった。

第一勸銀では88年3月, 麴町支店の不正融資事件が報道され, 6月の株主総会の紛糾が危ぐされたことから, 総務部は木島を通じ被告に協力を依頼。株主総会は混乱もなく約1時間で終了した。

被告は活動再開後, 有価証券取引の資金が必要となり, 実弟の小池嘉矩名義あてで85年3月26日, 同行営業第一部から1億円の融資を受けた。

その後91年7月までの間, 嘉矩名義で45回, 136億6千万円の融資を受けた。さらに株式会社小甚名義でも87年2月27日, 同行六本木支店から1億4千万円, 88年まで同支店から6回, 48億4千万円に及ぶ融資を受けた。

被告は89年1月下旬, 証券4社株各30万株の購入資金として, 小甚ビルディング名義で31億6千万円を融資してほしいと要請。応ずるとの回答を得, 証券4社株を買い付け, 4社の株主提案権を行使しうる地位を取得した。

投資用リースマンションの建設販売をしていたライベックスは, 山梨県牧丘町でゴルフ場開発を進めていたが, 被告は事業への参画を計画。90年8月ごろ同行を訪れ, 45億円を融資してほしいと要請したが, 担保割れの状態を解消しない限り新規融資は困難との回答を受けた。木島が折衝した結果, 担保割れの解消資金を同行がライベックスを通じて被告に追加融資することになり, 90年9月に同行新宿西口支店からライベックスあてに地元対策費の名目で25億円の融資が実行され, そのまま被告に転貸された。

〔犯行の経緯と状況〕

1. 第一勸銀からう回融資を受けるようになった状況

被告は, 野村証券の口座にさらに資金を投入し利益を提供させようと, 92年7月上旬ごろ, 第一勸銀に対し, 株の購入資金30億円を融資するよう要求。同行の審査担当役員で専務の金沢彰らは, 被告への融資は既に巨額の担保割れを抱えており, 承認しなかった。被告は元出版社社長に同行会長の宮崎邦次および同行頭取の奥田正司への口添えを依頼。元社長は92年9月, 2人と会食し, 被告に融資するよう約束を取り付けた。

第一勸銀は, 大和信用を通じ, 小甚ビルディング名義でう回融資することに

した。被告は、この一回融資により、86回にわたり延べ207億9千万円余の融資を受けた。時効にかかっていない52回分、合計117億8千2百万円を起訴した。

(出所) 日本経済新聞, 1998年1月27日付。

1) 商法違反の利益供与

当初、近藤頭取(当時)らは、「総会屋でなく、弟への融資」と弁明していたが、これは全くの虚偽で、初めから総会屋への商法第266条、497条違反の利益供与であることを、第一勧銀側は認識していた。このことは、一々説明するまでもなからう。

2) 小甚ビルディングの実体

雑誌『選択』(97.5)は小甚ビルについて、次のように述べている。

同社は資本金4500万円、融資の1年3カ月前の87年12月に設立されたばかりだ。役員はすべて親族、92年2月時点の従業員はたった1人なのである。別表は民間信用調査機関が調べた小甚ビルの業績だが、収入の多くを不安定な有価証券売買に頼り、年収は多くて1,2億程度。88年9月期に続き、90年9月期は金利負担のため8762万円もの欠損を出す有り様だった。

株式会社「小甚ビルディング」の業績の推移

決算期	収入高	経常利益	当期利益	配当(%)	申告所得
88年9月	未詳	△6,137	△6,137	無配	—
89年9月	109,000	7,719	6,969	無配	—
90年9月	234,725	△87,628	△87,628	無配	—
91年9月	110,000	未詳	欠損計上	無配	—

(出所) 民間信用調査機関調べ、単位は千円、△は欠損金、推定値を含む。

このことから、同社が巨額融資を受けるに値するような大会社ではないことは一目瞭然で、第一勧銀は「小甚ビルは小池隆一代表のダミー会社」であることを十二分に承知の上で、迂回融資に踏み切ったといえる。

3) 迂回融資あるいは分割貸金

前項で迂回融資のことが出てきたが、これは貸し出し先をどこかに紹介したといった単純なことではない。特に、第一勧銀の場合、直接本人に貸せるような状態（期限返済の遅延、利息不払い等で、即刻返済を迫られる状態）なので、関連ノンバンクに「迂回」融資させている。しかも、口頭による債務保証を行っているのである。関連貸付が数カ店に分散しているのも、疑問である。

ということは、実質同一名義人に対する「分割貸金」にほかならない。論者は都市銀行で3カ店の支店長を経験しているが、支店長として最もやってはいけないのが、分割貸金である。ある融資先に対しこれ以上の貸金増が困難なとき、支店長専行限度内で関係会社に融資し、本体を持ち堪えさせる。これは融資判断を誤らせるもので、勿論行規違反である。

なお、迂回融資は小池被告に「転貸」されたなどと平然として語られているが、これは銀行法、出資取締法等に違反する「浮き貸し」（正規の手続をとらない貸出）行為に他ならず、もとより許せるものではない。

4) 利息の追い貸し

規定通りの返済が出来なければ、期限の利益を喪失して返済期限が繰り上げられる。6カ月（現在は3カ月）以上利息の支払いが滞れば延滞貸金となる。これを、本部自ら利息の追い貸しをしているのだから、話にも何にもならない。丸で、「貸付べからず集」のオンパレードである。しかも、審査部抜きで総務部の独走で、これが行われているのである。

審査機能は全く働かず、銀行は完全にお手上げ状態である。

5) 31億円融資に無担保状態許容の疑問

これは、前掲の「選択」でも指摘していることだが、31億円融資は事実上、無担保で実行されたのではないかと、いう疑念だ。同誌はいう。

株を担保にした多額融資の場合、まず別の株を担保にして融資を受け、購入した株を改めて担保として差し替えるのが普通だ。ところが今回は、

一勸の融資に対し、小池代表側が担保として差し入れたのは、この融資で購入した株券の預かり証だけだった。担保となる株券の現物引き渡しまでに4日以上かかるための措置で、「後で株券そのものが差し入れられた」と一勸側は説明しているが、これこそ一勸と小池代表が親しかった何よりの証拠なのである。

論者は、上記の事実関係を知らないが、証券会社がこの買い注文をどんな方法で受けたのかも疑問がある。金融専門紙の「ニッキン」(週刊)97.6.13が、第一勧銀の行内調査中間報告(要旨)(6月5日公表)を掲げている。その中で、総務部は六本木支店に融資を要請。購入株式が担保である「持ち込み担保」であったが、四大証券株という優良担保だったので審査部に申請。審査部では“30万株の持つ意味”までは考えなかった、と書いている。正に、破格の特別扱いだったのである。

6) 当初から100%の担保評価

株式担保の貸出は、株の価格変動を考慮して、担保評価の割掛けを60~70%とするのが、銀行の常識である。しかし、この融資は実質100%の担保評価を行っており、バブルの崩壊により株価が下落すると共に巨額の担保不足に陥っており、いかに特例の融資だったかを物語っている。

7) 融資手続きの異例さ

この他にも、本件融資の異例さを示している事例は数多い。例えば、

一連の融資は総務部主導で行われたが、猪爪博容疑者(92年後半から95年前半まで総務部長、その間取締役、常務に昇格)らは審査、融資部門の決裁を経るため「りん議書」を作成し、提出していた(97.6.7日経夕刊より)。

同行の内部事情に詳しい関係者によると、39回の融資のうち数回について、内田恒雄容疑者(元副頭取、審査担当)らは、総務部幹部の手書きのメモだけで決裁の手続きを済ませていた。メモは、融資額や用途の概略を記しただけで、総務部幹部から提出されていた。

同行内部では小池容疑者側への融資は「総務部案件」として特別扱われ、融資のりん議書を作成する営業部門は、総務部幹部らの指示に従うしかなかったという。また、歴代の審査担当役員らも、後任者に決裁の重要性などを引き継いでいた（97.6.12日経より）。

いずれも審査機能がいかに無力化していたかを雄弁に物語っている。

なお、第一勧銀の内規では、91年2月以降通常の追加融資の場合、2億円以下は審査役、10億円以下は担当部長、50億円以下は担当役員がそれぞれ決裁し、50億円を超える場合は、常務会の決裁が必要。

しかし、多額の不良債権を抱えている顧客については、担当役員でも5000万円以下の決裁権限しかなく、5000万円を超えると常務会にかけられる。

小池容疑者側への融資残高は92年9月時点で88億円に達し、利払いも同年7月末からストップしており、内規に基づくと、追加融資は不可能な状況だった（97.6.8日経）。

また、94年10月の約6億円の無担保融資も、審査部門の強い反対を押し切り、総務部主導で行われた。これは、本体の大蔵省検査逃れのため、関連ノンバンク経由融資をこの6億円にかぎって急遽直接貸し付けを行ったもので、最終的に回収不能となったものである（97.6.2日経より）。

(2) 一勸による大蔵・日銀検査逃れ

第一勧銀事件の中で不可解なものに、大蔵省検査、日銀考査（日銀の場合は検査でなくて考査）を銀行ぐるみで回避しようとしたことがある。この根本にはMOF担（大蔵省担当一都銀の企画部門）の存在を許すような大蔵省の裁量行政の問題がある。裁量行政下では、当局に何事も一々お伺いを立てる必要があったのである。現に、佐伯三和銀行頭取（全国銀行協会会長）は、同行MOF担の行き過ぎた活動の責任を取って、97年期中辞任している。

97年7月29日、大蔵省は第一勧業銀行が総会屋への融資を隠す工作をした94年10月から12月にかけての検査の際、同行から接待を受けていたとして、

当時の担当検査官2人を戒告処分をしている(7.30日経)(なお、後に過剰接待を受けた2名の大蔵高級官僚が自主退職している)。

さらに、大蔵省の汚職事件で、金融検査部長補佐、谷口敏美容疑者が、銀行局総務課幹部時代の94年春ごろ、当時の三菱銀行の金融新商品の認可を巡り、審査を甘くするなどの便宜を図っていたことが分かった。また、今回の捜査を通じて、前大蔵省金融証券検査官室長、宮川宏一容疑者が、第一勧業銀行側の依頼で金融検査の際、総会屋グループ代表、小池隆一被告向けの不正融資の問題点を握りつぶすなど、第一勧銀側の隠ぺい工作に協力していたことが明らかになった。

宮川容疑者は、「担保不足のまま、総会屋向けの融資が行われている」などと小池融資の問題点を指摘した部下の報告を握りつぶし、最終報告書には何も記載しなかった(98.2.17日経)。なお、第一勧銀が大蔵検査を事前に察知し小池融資の隠ぺい工作を行ったことは、当初からいわれていたことである(下記98.1.27日経記事参照)。

審査担当の元常務寺沢康行被告は「MOF 検は、3年強のサイクルで実施されており、間隔からみて年度内に実施されると予想されていたこと」と説明。「小池被告に対する融資を打ち切ると、総会が荒れる恐れがあると思った」とし、延滞利息を追加融資するなどの隠ぺい策を練ったことを明らかにしている。

1) 護送船団型検査に限界

この見出しは97.6.9の日経新聞の記事から取ったものである。

そして、日経紙は次ページにあるような表を掲げている。

記事の主旨はこうである。

大蔵省は90年9月と94年10月第一勧銀の検査に入ったが、2回とも総会屋グループ向け融資を見逃した。特に94年の検査では第一勧銀が総会屋グループ向け融資の一部を不良債権として申告、大蔵省も認定していたとみられるだけに、「なぜ見抜けなかったのか」との批判は強い。

大蔵省検査と日銀考査への第一勸銀の対応

	対 応	結 果
90年9月 大蔵省	別会社を経由したう回融資で総会屋グループ向けの延滞債権を優良債権に	発見できず
91年8月 日 銀	総会屋グループ向け融資を延滞債権リストに記載せず	発見できず
94年10月 大蔵省	関連ノンバンクによる融資や銀行本体による追加融資で総会屋グループ向け延滞債権を減額	一部を不良債権と認定
96年1月 日 銀	総会屋グループ向け融資を延滞債権リストに記載したが、取引の詳細は説明せず	一部を不良債権と認定

(出所) 日本経済新聞、1997年6月9日付。

大蔵省検査が官民のなれ合い体質の中で甘い検査になっていた。規制金利時代にできあがった護送船団方式で、経営と検査と指導が一体だった。

総会屋との関係にも銀行界の甘さが見られる。ある都銀総務部長は「金が絡むトラブルを解決するため、銀行は創業以来、総会屋を仲介として使ってきた」と洩らす。

規制緩和で金融機関の行動を自由化する代わりに、罰則の厳しい欧米型の金融行政への転換が迫られている。

2) 大蔵省・日銀検査に甘さ

こちらは、97.6.6の朝日新聞記事から取ったものだ。曰く、

大蔵省や日銀の検査の甘さの問題も指摘されている。

第一勸銀はう回融資や利息分の追い貸しといった手法で、総会屋側への融資を不良債権リストからはずし、大蔵省への報告を回避した。大蔵省も疑惑が表面化するまで、問題を把握できなかった。日銀の場合は、リストアップはされていたが、総会屋側への融資だとは気付かなかった。

都銀の行員は「大蔵の目なんて節穴。もともと自己申告ベースだし、大蔵もよくみてない」、「MOF担(大蔵省担当)から検査日が事前に入るので、隠ぺいなどの準備はいくらでもできる」などと語る。

大蔵省は「検察当局の搜索と違い、あくまで任意。第一勧銀クラスだと、貸し出しの相手先120万件の中から延滞債権のリストを出してもらっており、前段階で不正直な部分があると調査には限界がある」とし、日銀も「考査する側に総会屋の予備知識でもないと、解明は難しい」と、検査の不完全を認めている。こうした「隠ぺい」を防止するために銀行法に定められた罰則は50万円以下の罰金だけだ。

上記に関連して、松下康雄日銀総裁（当時）は97.5.28日の記者会見で、「91年8～9月の前々回の（日銀）考査で、『小甚ビルディング』と小池嘉矩向け融資の調査表が提出されなかったことが判明した」と発言、一勸は96年1～2月の日銀考査では、問題となっている融資の資料を提出した。「（日銀は）不良債権として早期の処理を促したが、遺憾ながら翌年に先送りされた」と同行の対応も批判した。

一方で「日銀は、債務者が総会屋と深い関係にあることは知る立場になく、認識できなかった」「大都銀の貸し出しは膨大。一定期間で考査するには相手の協力が不可欠」などと話し、日銀考査の限界も示した(97.5.29日経)。6.14記事では、藤田容疑者が内田容疑者に押し切られ、前回の考査で「一般向けの融資」と虚偽の報告をさせていた、と報じられている。

(3) 業務停止命令と業務改善命令

大蔵省は、97年7月30日、野村証券と第一勧業銀行に対し、8月6日から最長で約5カ月間の一部業務停止命令などの行政処分を決めた。第一勧銀は個人向けを除く新規融資開拓を年末まで停止するほか、国内外の営業拠点新設を1年間認めない。都市銀行の国内業務では初めてのケースである。

第一勧銀には、法令違反などに対する銀行法27条の業務停止命令を初めて発動。国内営業所での新規融資の開拓と、公共債の引き受け・入札を年末まで禁止する。ただ、住宅ローン、消費者ローンなど個人向け融資は命令の例外とする。信用秩序への影響に配慮して預金業務にも支障が及ばないように

した。

また、第一勧銀には銀行法26条の業務改善命令として来年8月まで営業拠点の新設を認めない。そして、9月19日までに業務改善の報告書を提出するよう指示した。内部管理の充実や法令の遵守について具体策を求める（97.7.31日経ほか）。

行政処分後1週間で、第一勧銀では預金の流出が続くなど、影響が出ている。6月の企業向け貸し出しは、前月比で約100億円減少した。減ったのは同行だけである。企業の流動性預金や個人預金の流出も多かったようで、業績への影響は大きかったといえよう。

なお、東京地検は、大蔵省の検査を意図的に免れたとして、第一勧銀を銀行法違反（検査忌避）罪で略式起訴。これを受けて東京簡裁は罰金50万円の支払いを命令した。第一勧銀は同日中に納付した。

大蔵省は、当時の審査担当役員らの4人についても東京地検に告発していたが、特捜部では「トップダウンで行われた利益供与事件を隠すための、付随的な犯行。個人の責任を問うのは妥当ではない」などとして起訴猶予処分とした（97.7.29日経）。なお、大蔵省は、検査虚偽報告に懲役刑ほかの罰則強化（罰金上限を個人は300万円、法人は2億円に大幅引き上げ）を予定している（97.9.26ニッキンより）。

第一勧業銀行は、97年9月19日、大蔵省に対し業務改善計画書を提出した（以下、97.9.26ニッキン記事より）。

第一勧銀の業務改善計画には、「融資業務規範」の明文化や「コンプライアンス（法令遵守）責任者」、法令遵守のための第三者による特別顧問の新設など再発防止に向けて、管理強化の具体策、スケジュールが盛り込まれた。

計画では経営・本部組織の刷新について、行内業務監査委員会など各組織の役割を説明。各経営組織では多数決を採用し、決定事項にはその構成員が連帯責任を負う形で、意思決定と責任を明確にした。

総会屋などとの取引について、弁護士が「反社会的」と判断した与信取引が18件、28億円あることが明らかにされた。この取引は「利益供与などの不法な取引ではない」（広報部）としながらも、取引解消の努力は弁護士などの協力を得ながら法令に則って行っていく。営業店で新しく発生する与信取引には、社会的責任の観点から事前協議制を導入する。

与信以外の取引では、総務部窓口の雑誌・広告・物品のすべて約600件を中止。総務部以外でも不合理な場合は原則として断った。業務上の必要性が乏しい約140団体からも退会した。

審査管理体制に関しては、融資業務を行う行員が守るべき「融資業務規範」を10月に策定。審査部門の専門性・決裁権限の強化、責任の明確化で独立性を強める。業務監査は、7月31日に新設した行内業務監査委員会や与信監査室が中心となって充実・強化を図っていく。与信監査室には臨店機能があり1年ごとに内部監査を実施し、是正などの指示・勧告を行う。

内部検査では、今まで一定のルールのもとで抽出検査をしていた貸出約定書を98年2月から順次すべて検査することにする。

役職員が、より法令を遵守するよう各部室店に「コンプライアンス管理者」を下期から設置する。「責任者」には部室店長が「管理者」には副部長などの次席者が就く。「第一勧銀行員としての倫理行動基準」も下期には見直して法令遵守を徹底する。

今回の不正では内部検査、監査が機能しなかったことを踏まえ、業務の改善状況、内部管理の強化状況を外部から検証、評価してもらう。このため第三者の特別顧問2人（法律学者、弁護士各1人）を迎える。特別顧問は、各施策の実行状況の監視、助言などを行い、当局への報告書にも所見を付す。また、特別顧問と監査役会は外部特別委員を任命し、法律、会計面からの外部チェックを強化する。外部特別委員は行内業務監査委員会に参加し、特別委員の判断で必要があれば委員会を招集する

権限を持つ。

第一勧業銀行は97年7月21日、本店で杉田力之頭取就任後初の臨時支店長会議を開いた。冒頭挨拶に立った杉田頭取は「今回の不祥事の責任は経営陣にある。この反省を踏まえ、再発防止に万全を期し、清冽で透明性の高い経営を長期にわたり確保することが、当行が現在直面する最大の課題」とし、内部監査体制の充実、新設の経営会議を中心として行内の権限・責任の明確化を図る決意を述べた（97.7.25ニッキンより）。

事件後1年余を経過し、行政処分も8月6日から解除になり、99年度から新3カ年中期計画のスタートを前にして、杉田頭取は語っている（98.9.4ニッキンより）。

昨年5月20日に家宅捜索を受け、6月10日に新体制を発表したが、6月27日の株主総会直後に、宮崎元会長の大変不幸な逝去もあった。さらに、7月30日には大蔵省から銀行法26条・27条の行政処分を受けた。この間、皆さんからご叱正、ご批判を受けた。

個人預金は、昨年9月末までに約4千8百億円減少した。個人預金全体のボリュームからすると、大打撃を被ったわけではないが、個人預金は信用のバロメーターだけに、こういう事件でわれわれの先輩が長年築いてきた信用を失うのを目の当たりにして、非常に辛かった。

10月の支店長会議で「信頼回復特別運動」の展開を決めたのも、お客さに改めてお詫びし、併せて個人預金のばん回を図りたかったからだ。

おかげさまで10月から98年3月末にかけて約5千5百億円増加し、お客さまをほぼ取り戻すことができた。

では、何故このような不祥事が発生したのか、となると、根はもっと深いところにありそうだ。それを次項目以下のテーマとしよう。

4 一勸首脳がはまった陥穽

野村証券の総会屋に対する利益供与事件は(97.6)5日、総会屋側に巨額の融資を続けていた第一勸銀役員らの逮捕で、銀行と証券のトップ企業がからんだ大型経済事件に発展した。両社とも経営首脳自らが総会屋と接点を持っており、経済界とヤミ世界とのつながりの根深さがさらけ出された。経済の血液に例えられる金融の分野に広がる不祥事は、日本経済の陰に「負の系譜」が流れ続けていることのアカシだ、と書き出して朝日新聞(97.6.6)は、次のように解説する。

第一勸業銀行による総会屋側への利益供与事件の背景には、「信用第一」と言いながら、ひたすらスキャンダルの発覚を恐れ、総会屋との癒着を続けてきた金融界の体質がある。

「1983年の商法改正前は、毎月末集金に来る総会屋の行列ができ、総務部で現金を渡していた」と、ある都市銀行幹部は振り返る。

「スキャンダルを恐れる銀行が総会屋への資金提供を始め、それをメーカーなどがまねた」として、ある弁護士は「ルーツ」は銀行にあると指摘する。

近藤克彦頭取は歴代トップが小池容疑者を紹介した総会屋(元出版社社長、故人)と親交を重ねていたことを認めている。この総会屋が第一勸銀に食い込んだきっかけははっきりしないが、69年に旧第一銀行と旧三菱銀行の合併話が第一側の反対でつぶれた際、総会屋が合併つぶしに暗躍した、ともいわれる。

第一勸銀の利益提供が現金授受という単純な形ではなく、銀行の本来業務である正常な「融資」を装って行ったとされる。「融資という形なら、利益提供かどうかは、一見わかりにくい。総会屋もそこにつけ込んだのではないか」との指摘もある。

以下、的を絞って、本事件の「謎」に迫ろう。

(1) 第一勧銀が陥った「闇の構図」

事件発生から間もなく、東洋経済新報社の月刊誌『金融ビジネス』97年8月号は、上記テーマで特集号を組んだ。その中で、5月23日の辞任発表記者会見で、近藤克彦頭取が、「死後も呪縛が解けず対応を変えることができなかった」として、一連の問題融資の背景を、紹介者の元出版社社長で総会屋でもあった故木島力也氏の影響力に絞って説明した。

木島氏は伝説のフィクサー、故児玉誉士夫氏に近く、そのグループの一員として大きな総会屋事件に関わっていた。その木島氏にかわいがられていたというのが小池隆一氏だ。第一勧銀がらみの事件であまり問題にならなかったものに、当時の会長、藤森鐵雄氏の実の妹が経営する旅館が倒産。その処理に手間取った件がある。その処理の過程は大変複雑なものだったようだ。

1969年、第一銀行・長谷川重三郎頭取と三菱銀行・田実渉頭取は両行の合併に動く。これに対し、当時、代表権もない会長に祭り上げられていた井上薫氏が猛反発し、合併白紙化に向け巻き返しに転ずる。その際、井上会長は実力者児玉誉士夫氏、木島力也氏の力を借りた。合併頓挫後、長谷川頭取は退任し、井上氏は頭取に返り咲き、2年後の第一銀行、日本勧業銀行の合併を成功させる。

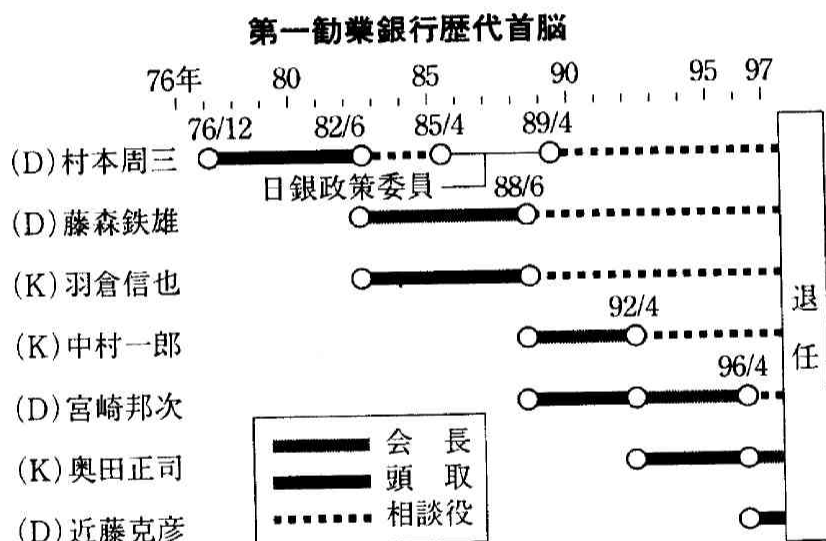
88年に藤森会長、羽倉信也頭取が退き、中村一郎会長一宮崎邦次頭取体制になるが、第一出身の宮崎頭取は合併後、秘書役、秘書室長を歴任しており、井上氏の下で総会屋との太いパイプも持っていた。

結局、第一勧銀は、合併以来の旧第一側と旧勧業側の水面下での闇闘、また、それを覆い隠そうとしてバランス重視体質、隠蔽体質から最後まで抜けきることはなかった。近藤前頭取辞任に伴い、一度は役員会で決まった藤田副頭取の頭取への昇格も、たすき掛け人事の中で、旧第一側の近藤前頭取が任期途中のため、次も旧第一側の副頭取から、とするバランス人事に他なら

ない。

(2) 合併体質から来るのか——人事の甘さ

旧第一銀の案件には旧勧銀の行員は遠慮する，他人にうらまれるくらいならば厳しくチェックはしない。甘い人事がこうした風土を築いた。競争意識の薄い保守的な人事が行内のチェックの甘さを招き，構造腐食を助長していく，こう日経紙（97.6.8）は分析する。そして，大学生の間では「第一勧銀は行内競争がないのでいい」といわれ，皮肉にも人気があった，と指摘する。次は，その記事に載せた第一勧銀（DKB）首脳の「たすき掛け」人事の有り様である。



もっとも，人事に限らず，第一勧銀は「もともと脇が甘く，おっとりしている銀行だ」との定評があるようである。

合併前後の「ツケ」が井上薫・横田郁両トップ以降，裏社会との腐れ縁として続き，五代にわたる歴代の首脳陣も気付いていたが，呪縛から逃れられず，結果的に26年もの長い間遮断することができず，大きな犠牲（宮崎氏の自殺）を強いられることになった（97.7.4 ニッキン）。宮崎氏は遺書の中で「6月13日の相談役退任の日に身をもって責任を全うする決意をいたしました

た」と、約2週間前に自殺を決意していたことを明らかにしている（ニッキン同日付別項記事）。

奥田正司会長は、退任時の記者会見（5月23日。逮捕前）で、「経営責任をとるのはトップに問題が十分伝わってこない組織作りをしてきたことへの反省」で道義的なものであることを強調した、のだからあきれてしまう。

対等行同士の合併だったが故に、極力、組織内でもめ事を起こさない、厳しい追及は避ける、人事も公平に分け合う——同行の基本戦略は、他の都市銀行に比べて穏やかなイメージを作り上げてきた。だが、結局それは問題先送り、あるいは臭いモノにはふたをする行風をも醸成してしまった、と日経編集委員藤井良広氏はコメントする（97.5.24日経）。

(3) 「四大証券への提案権」につながる融資実行の謎

因みに、小池被告は97.12.2の初公判で起訴事実を全面的に認めている。小池被告は第一勧業銀行からの巨額融資を元手に、証券各社に運用を一任した。しかし、バブル崩壊による証券相場の急落で損失は膨れ上がり、小池被告は補てん要求の牙(きば)をむく、と同日付日経夕刊は解説する。

小池容疑者は89年2月、第一勧銀から約31億円の融資を受け、野村、大和、日興、山一の四大証券株を30万部ずつ計120万株購入。実質的に各社に対して「株主提案権」を持つ大口株主となった。六本木支店は融資額の規模から本店審査部門に「四大証券株30万株購入のため」と用途を明記した「りん議書」を提出した（97.6.3日経）と報道されており、第一勧銀が当初から「小池融資」の影響力を認識していたことが明らかにされている。

92年4月から六本木支店分の融資が延滞。総務部で協議し、営業第一部へ移管されている。第一勧銀側は担保の約120万株を保有し続け、野村証券事件が発覚する97年2月、3月まで処分をせず、小池容疑者は大口株主として、強い影響力を持ち続けることになった（97.6.14日経）。

この背景として、日経紙（97.6.16）は、「小池案件清算へ火花」と題し

て、一勸側が「株取引をやめれば、融資しなくても済むんだ」、野村側は「銀行が資金を出すから、取引を続けざるを得ないじゃないか」と、94年から95年の間で数回会合し、結局は物別れに終わった経緯を述べている。

最近の報道に『月刊経営塾』98年5・6月号がある。その中で、一勸の元副頭取の内田常雄被告（審査担当）が無罪主張を行っている旨を報じている。その根拠には貸出相手方の認識などの問題があるようである。

(4) なぜ切れない——負の系譜

97年6月5日、近藤克彦頭取（当時）は、国会で「二度と疑義のある行為はしない」と「裏の世界」との決別を宣言している。しかし、同行内部からは早くも「反感を買い、行員やその家族の身が危険にさらされないか」と不安がる声が漏れている。同行は「どうやって決別するのか。具体策はまだ青写真も見えていない。どうステップを踏み出したら良いのか」と悩む。

これまでの具体策は、幹部の身辺警護に警備員を雇ったことくらい。「決別」は宣言したものの、受け身の姿勢は変わっていない、と朝日新聞(97.6.6)は報ずる。

バブル崩壊後の92年から3年間に26件の企業テロが起き、3人の企業幹部が殺害された。警察は関係者の安全確保に万全を期すべきだ。企業財産を食い物にする総会屋と、渋々利益を供与した企業側が同じ懲役6カ月以下というのはいかにも不合理だ。「会社財産を危うくする罪」（商法489条）と同じ5年以下の懲役が適当である。こう日経新聞社説（97.6.6）は主張する。

それにしても、「闘う意思を欠く経営陣」に問題がある。また、「大蔵保護行政にも責任」があるが、一勸の場合、88年のトップ交代への人事抗争に遠因がある、といった意見もある。ともあれ、同行は旧経営陣に賠償請求をするという（97.7.5日経）。また、株主代表訴訟も提起されている。「呪縛」に脅えて、手を貸した役員達も、今はホゾを噛む思いであろう。

「求められる企業人の自立——『会社のため』錯覚は禁物」と題して、日経

編集委員の藤井良広氏は、事件発覚直後コメントしている（97.6.11日経）。

総会屋に甘い上司の指示に従い、利益供与を見て見ぬふりをした人も、積極的に関与した人も、結局は会社というよりも、自らの保身のためだったのではないか。

しょせんサラリーマン、しゃくし定規の法解釈や、正義感だけでは「生きた企業」の中では生きていけないとの反論もあろう。トップが不正に関与した場合には抗しがたいとの言い訳もできよう。

だが、企業は経営者や従業員だけのものではなく、株主や利用者、顧客のものでもある。「やむを得ない」という反省なき追従が、現に自らが属した企業の信用を地に墮とし、会社のためになっていない。

「会社のため」を錯覚し、不正を温存する人々こそが、会社に損害を与える「敵」であることを社内で徹底させてはじめて、企業は総会屋の呪縛(じゅばく)から解き放たれる。

おわりに

ここでは、第一勧銀事件を巡る関係者達の様々な人間模様を描いて締め括りしよう。

一つは、『文藝春秋』97年8月号の真神博氏の記事、「ネクタイを剥がれた10人のエリート」からである。10人とは、6月27日現在の数字で、7月4日逮捕された奥田元頭取は含まれていない。この中から気になる点を幾つか拾ってみよう。

藤田副頭取は、小池の案件を含めて審査を担当していたことがあるので、頭取就任を受諾するかどうか、逡巡していた。(だから)記者会見で小池の件を知っていたと言った。

本店が強制捜査を受けた後福島(専務)は「これまでの人生観が変わった。長く秘書室にいたから、世間との認識の違いがあったかもしれな

い」と言っていた。

金沢（元副頭取）は、「（銀行における）審査というのは命懸けなんだということを、後輩の行員に分かってほしい」と語っていた。

常務会にも、小池の案件はもちろんかけられていなかった。

今回逮捕された猪爪（元常務）の前任者である波多野（総務部長）はこの案件を問題視し、トップのいかりをかって1年足らずで職を解かれ、支店に出されてしまった。

猪爪は総務担当常務になってすぐ、小池への融資をもう支えられないと訴え、常務の転出先としては異例の小さな会社へ転出を通告された。

渋谷龍夫（取締役総務部長）も、小池の案件は大蔵省や日銀に報告した方がいいとの意見を持っていたが、内田恒雄（元副頭取）に反対されたという。

渋谷の下にいた新旧2人の副部長も逮捕された。草島道郎と真鍋卓史である。

一昨年（96年）の6月になってようやく、藤田、福島、猪爪、草島らが融資を打ち切ろうとするが、社内の体制には抗し切れなかった。

もう一つは、97年6月22日の日経報道に中の、次の小さな記事だ。

たすき掛け人事で乗り切ろうとした第一勧業銀行首脳の判断を覆したのは、「生半可な人事ではリスクが大き過ぎる」と進言した部・次長クラス（中堅幹部）の「宮廷革命」だったという幹部がいる。

この記事に符節を合わせるように出されたのが、91.6.27付の『週刊朝日』である。その記事によれば、第一勧銀の40代の中堅幹部が水面下で決起したのは、6月5日夜から6日にかけてのことだった。反乱軍の中核メンバーは、本店勤務の部長、次長クラスが十数人。「代表取締役以上の役員は、全員辞めるべきだ」などが彼らの主張だった。反乱軍の裾野は社内で一気に広がった。

旧世代が定年になるまで、あと4年。水面下の「反乱」では、まだ心もとない。第一勧銀の「おっとり」体質の返上は、何時の日になるのだろうか。

参考文献

- (1) 新聞類：日本経済新聞，朝日新聞，ニッキン（日本金融通信社）
（以下，掲出順）
- (2) 「第一勧銀の『秘事』が遂に露頭——総会屋不正融資疑惑の真相」『選択』1997. 5。
- (3) 「第一勧業銀行が陥った『闇の構図』」『金融ビジネス』1997. 8。
- (4) 宇野津光緒「『総会屋小池裁判』この生々しい部分」『月刊経営塾』1998. 5 - 6。
- (5) 真神博「ネクタイを剥がれた10人のエリート」『文藝春秋』1997. 8。
- (6) 「役員21人を飛ばした次長たち水面下の『反乱』」『週刊朝日』1997. 6. 27。